※ 赤字+下線部は H28 年計画(改定前計画) からの主な改定点を示しています。

H28年計画(改定前計画)からの主な改定点の概要

※① 耐震化率の時点修正

※② 法律の改正に伴う記載の訂正

%(3)

%(2)

※③ 県補助事業へのメニューの追加

※④ 住宅所有者に対しての働きかけの追記

計画の位置付け

第1章 計画の目的と位置付け

1 計画の目的

県民の生命や財産を保護するため、建築物の地震に対する安全性の向上を計 画的に促進することを目的として、耐震改修促進法に基づき、耐震化の目標と 施策等を定めます。

2 計画の位置付け

耐震改修促進法に基づく計画

新・元気とやま創造計画(県総合計画)、富山県地域防災計画、 富山県住まい・まちづくり計画(県住生活基本計画)との整合

3 計画期間 平成28年度から令和7年度

4 計画策定の背景

- ・東日本大震災等による住宅及び建築物の甚大な被害
- ・国における住宅・建築物の耐震化率の目標の見直し
- ・平成 31 年 1 月の耐震改修促進法の改正

(耐震診断義務付け対象建築物の耐震化目標設定)

5 想定される地震の規模・被害の状況

本県で想定される地震は全て活断層による地震 最大被害想定: 呉羽山断層帯による被害

予測死者数 4,274 人、死傷者約 2 万 5 千人、

全半壊等建築物 36 万棟

施策の推進

第3章 住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

1 耐震化の取り組み基本方針

住宅・建築物の耐震化は、それぞれの所有者等が地震防災対策を自ら の問題として取り組むことが不可欠です。県及び市町村は、関係団体と 連携し、所有者等の取り組みを支援する観点から必要な環境の整備や施 策等を検討し、耐震化が促進されるよう努め、所有者等・関係団体はそ れぞれに求められる役割を果たします。

2 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援

(1)住宅の耐震化支援

- ・木造住宅耐震診断・耐震改修支援事業の推進 倒壊から人命を守ることを目標とした、部分的な改修及び段階的な 改修への支援、並びに危険なブロック塀等の撤去等への支援。
- 診断実施者へのフォローアップの充実とニーズ把握

(2)建築物の耐震化支援

- ・要緊急安全確認大規模建築物の耐震化支援
- ・多数の者が利用する建築物の耐震化支援

3 大地震に備えた事前対策の推進

- (1) 地震時の総合的な安全対策
- (2) 被災建築物応急危険度判定等の体制の整備
- (3) 応急仮設住宅の供給体制整備
- (4) 倒壊等により周囲に危害を及ぼす恐れのある空き家への対策
- (5) がけ地近接等危険住宅移転事業の実施
- (6) 土砂災害対策改修に関する事業

4 耐震改修促進法に基づく耐震化促進策の周知等

- (1) 要緊急安全確認大規模建築物について
- (2) 防災拠点施設について
- (3) 避難路沿道建築物について
- (4) 各種認定制度等による耐震化の促進

第4章 住宅・建築物の地震に対する安全性向上に関する啓発等

1 相談体制の充実

県庁、市町村の建築担当窓口での耐震化相談窓口に加え、とや ま住まい情報ネットワークによるとやま住宅相談所や地域住宅 相談所を情報提供の場として活用します。

- 2 パンフレット等の作成・配布及び講習会等の開催 パンフレットや耐震改修工事事例集の作成・配布、及び出前講 座等の実施により普及啓発を図ります。
- 3 地震防災マップを活用した啓発活動
- 4 リフォームにあわせた耐震改修の推進

リフォームにあわせた耐震改修の推進を図るとともに、省エネ や長期優良住宅化リフォームなどの施策と連携した普及啓発活 動を行います。

- 5 防災査察・定期報告を活用した啓発活動 多数の者が利用する建築物の耐震化の必要性・重要性について 普及啓発を図ります。
- 6 町内会等との連携
- 7 住宅所有者に対して直接的に耐震化を促す取り組み 各市町村と連携して、旧耐震住宅所有者や耐震診断支援対象者 に、戸別訪問やダイレクトメール及び電話連絡等により直接耐震 改修を促します。

%(4)

第5章 建築基準法、所管行政庁との連携

- 1 耐震改修促進法による指導等の実施
- (1) 全ての住宅・建築物への対応
- (2) 耐震診断の実施を義務付けられた建築物への対応
- (3) 公表などの対応
- 2 建築基準法による勧告又は命令等の実施
- 3 所管行政庁等との連携

第6章 その他建築物の耐震診断・耐震改修の促進に必要な事項

- 1 市町村が定める耐震改修促進計画
- 2 建築関係団体、各市町村等との連携

目標の設定

%①

第2章 住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する 日標

1 住宅の耐震化率 の目標

> 68% (H20) \rightarrow 72% (H25)

→80% (H30:現況)

→ 【90% (R7:目標)】

平成30年 令和7年(目標) 耐震性な S57 以前 S57 以降 耐震性あり 耐震性あり 総戸数 約39万戸 総戸数 約38万3千戸 耐震性あり 耐震性あり 約31万5千戸 約34万5千戸 耐震性なし 耐震性なし 約7万6千戸 約3万8千戸 耐震化率 約80% 耐震化率目標 90%

富山県の住宅の耐震化の目標

2 多数の者が利用 する建築物の 耐震化率の目標

> 72% (H18) $\rightarrow 82\%$ (H26)

→90%

(R元:現況) **→ 【95%**

耐震性な S57 以降 耐震性あり (R7:目標)】 総棟数 4,319棟 耐震性あり 3,882棟

多数の者が利用する建築物の耐震化の目標 令和元年 令和7年(目標) 耐震性なし 耐震性あり S57 以降 以前 耐震性あり 耐震性あり 耐震性あり 4,231棟 耐震性なし 223棟 耐震性なし 437棟 耐震化率 約90% 耐震化率目標 95%

64% (R2:現況)



3 耐震診断義務付け対象建築物の 耐震化率の目標

→【80% (R7:目標)】